

別表十(四)

16欄及び40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名 ()

別表十四

平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称	1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12		円
当期積立額	2			3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	13		
取引の基計算	3			同上以外の場合による益金算入額(26)の計+(27)の計	14		
取引基準額	4			計(13)+(14)	15		
(3)× $\frac{12}{100}$				当期積立額のうち損金算入額(2)-(1)	16		
(3)の収入金額に係る費用等の額	5			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17		
鉱物の販売に係る所得金額(3)-(5)	6			貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18		
租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の8第1項、第4項若しくは第10項により控除				差引	19		
採掘所得(6)-(7)					20		
所得基準額(8)× $\frac{50}{100}$					21		
積立限度((4)と(9)のうち少ない金額)					22		
積立限度超過(2)-(10)					23		
積立事業年度		当初のうち損			24		
					25		
					26		
					27		
					28		
					29		
					30		
					31		
					32		
					33		
					34		
					35		
					36		
					37		
					38		
					39		
					40		

16欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第58条第1項」、「第9項」又は「第2項」
 ②区分番号に、「00203」又は「00204」※
 ③適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額(円単位)を記載してください

- ※「第58条第1項」
 「00203」探鉱準備金の損金算入
 ※「第58条第9項」
 「00203」探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)
 ※「第58条第2項」
 「00204」海外探鉱準備金の損金算入

40欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第59条第1項」又は「第2項」
 ②区分番号に、「00205」又は「00206」※
 ③適用額欄に、当該別表十(四)40欄の金額(円単位)を記載してください

- ※「第59条第1項」
 「00205」新鉱床探鉱費の特別控除
 ※「第59条第2項」
 「00206」海外新鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費基準額の計算	32		特別控除額(33)、(36)と(39)のうち少ない金額	40			円
当期に支出し当期の探鉱費用(29)のうち国内							
(29)のうち海外							
(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額							
探鉱費基準額(29)又は(31)-(32))							